

## 条 例

埼玉県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第二十号

埼玉県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例（平成二十九年埼玉県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第六条から第八条まで、第十条及び第十一条中「令附則第四条の規定により読み替えられた」を削る。

#### 附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。